

3

産業廃棄物処理業者の選定・確認

(4)処理業者の施設の状況等の確認

「処理料金が安いから」という理由だけで、処理業者を選ぶようなことはないでしょうか？こういった行為は、不法投棄などの不適正処理を招く原因になりかねません。このようなことを防ぐために、廃棄物処理法では、排出事業者が処理の状況に関する確認に努めることを義務付けています。また、浜松市では「浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例」（以下、条例という）により、排出事業者及び中間処理業者に対して、産業廃棄物の処理を委託する処理業者の施設の状況等を確認することを義務付けています。この施設の状況等の確認は処理委託を開始する前に委託先が適正な処理ができるか確認するものです。したがって、処理委託契約締結の直前、おおむね3ヶ月以内に実施することが適切です。また、委託契約が1年毎の自動更新となっている場合にも、委託先の状況が変化することが考えられることから、毎年1回以上の確認が必要です。なお、確認した結果については、記録の作成と5年間の保存を義務付けています。（直前5年間の平均発生量が産業廃棄物10トン未満かつ特別管理産業廃棄物0.5トン未満である小規模事業場を除きます。また、優良認定事業者に処理委託する場合は、優良認定事業者が公開する情報などにより処理の状況の確認に努めることとなります。）

【処理業者の施設の状況等の確認について】

令和8年3月、「浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例」の一部が改正されました。事業者が産業廃棄物の処理を委託する場合の委託先の施設の状況の確認方法について、廃棄物の処理が適正に行われていることを実質的に確認することができる認められるのであれば、実地に赴いて確認することに限られず、デジタル技術を活用して確認することも可能です。（令和8年4月1日施行）

～デジタル技術を活用した確認方法の例～

- ・オンライン会議システム等を用いた処理施設の稼働状況や周辺環境の確認
- ・情報通信機器を使用した産業廃棄物処理業者への管理体制の聴取

改訂箇所：P4 下線部

4

産業廃棄物処理の委託契約

(1)処理委託契約書の締結

ア 産業廃棄物処理委託契約書に記載すべき事項

⑨適正な処理のために必要な次の事項に関する情報

- (7) 性状及び荷姿に関する事項
- (イ) 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等産業廃棄物の性状に関する事項
- (ロ) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
- (エ) 当該産業廃棄物が次に掲げる産業廃棄物であり、日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付されたものである場合は、当該含有マークの表示に関する事項
 - (1)～(7) (略)
 - (オ) 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項
 - (カ) 委託者が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第二条第五項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者である場合であって、かつ、委託する産業廃棄物に同条第二項に規定する第一種指定化学物質（同法第五条第一項の規定により第一種指定化学物質等取扱事業者が排出量及び移動量を把握しなければならない第一種指定化学物質に限る。）が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合
- (キ) その他産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

【産業廃棄物処理委託契約書に含まれるべき事項の追加（第一種指定化学物質）について】

令和7年4月、廃棄物処理法施行規則の一部改正により、「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律(化管法、またはPRTR法)」の「第一種指定化学物質」が委託契約書に含まれるべき事項に追加されました。（令和8年1月1日施行）

※施行の際現に締結されている契約については、契約更新までの間は改正前の規定が適用されるため、施行時に再度契約を結び直す必要はありません。契約更新の際に当該項目を追加して契約してください。